

可児市農業委員会第7回農業委員会総会議事録

開催日時	平成30年7月5日(木)午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 5階第1委員会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治
欠席委員	溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第31号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第32号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許 可申請に対する意見について 第33号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について 第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計 画案に対する意見について
議長	只今より、総会を開会させていただきますが、開会に先立ちまして、事務局より発言を 求められておりますのでよろしく申し上げます。
事務局	事務局より、議案書の訂正についてお知らせします。 議案第32号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地 転用許可申請に対する意見について」の受付番号9については、申請者より取り下げの申 し出がありましたので議案書から削除をお願いします。それに伴って、総案件数が12件 から11件に変更となります。事務局から以上です。
議長	それでは、只今より総会を開会します。 平成30年第7回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席委員は14名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、溝口知春委員が欠席ですので、出席委員は8名です。 これより、平成30年第7回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおり です。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、13番渡 邊千春委員、14番山田照男委員の両名を指名します。

議長 日程第2、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第31号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人中恵土の方が、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎外2筆、地目は畑で、面積は合計946㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地と畑、南側は道路、南西側は5条の受付番号1で同時申請する申請人の畑、南東側は申請人の畑、北側は畑となっております。

転用事由としましては、「住宅・はなれ・駐車場・物置として追認許可を求める」とのことで、農地法の許可を得ずに転用されていたことから、始末書が提出されております。

農地転用許可区分は、「やまもと整形外科クリニックまで130m、たけうちこどもクリニックまで170m」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっております、特に支障はないと思います。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっております、特に支障はないと思われます。

議長 只今、事務局から説明がありました、地元委員から発言をお願いします。

山田委員 受付番号1、中恵土をお願いします。

山田委員 14番山田が説明します。

物件の概要ですが、位置としては大型ショッピングセンターの南隣の農地です。雨水排水は道路側溝へ、農業用水への影響はないと思われます。小屋が建っていますが、始末書が出されておりますので問題はないと思われます。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

井藤委員 4番の井藤がご質問します。

事務局 お尋ねしますが、転用目的が一般個人住宅・はなれ・庭・駐車場ですが、転用事由で物置も発表されましたがどういうことですか。

井藤委員 申請書の中には、物置も含めて申請がございましたので説明させていただきました。資料にはありませんが、間違いではありませんのでご了承ください。

井藤委員 解釈としては、記入漏れという解釈でよろしいですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

議長 その他何かありますか。

大澤委員 地元委員さんにお尋ねしますが、この面積946㎡の中に本宅も入っているのですか。

山田委員 はい、本宅も含めてです。

大澤委員 そうしますと、こんな大きな家まで違法で作っていたということですか。かなり古い家なのですか。

山田委員 古い家になります。

事務局 事務局から説明させていただきます。建物自体は古いものでございます。昭和 48 年の建築となっております。それを含めて始末書が提出されているという現状です。

大澤委員 昭和 48 年となると、確認申請が緩い時であり重要視されなかった時に建てられたためにこういったことが起きてしまったという風に解釈をすればよろしいですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

大澤委員 わかりました。

議長 その他何かご意見ございませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 日程第 2、議案第 31 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 3、議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転 9 件と、使用貸借権設定 1 件、賃借権設定 1 件の合計 11 件の申請があります。

事務局 受付番号 1 の案件は、使用貸人の中恵土の方と、使用借人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

事務局 土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、面積は 1,140 m²のうち 207 m²、農振白地の農地で、申請地の東側と北側は 4 条の受付番号 1 で同時申請する畑、西側は宅地、南側は道路となっております、許可後 6 箇月までの計画としての申請です。

事務局 転用事由としましては、使用借人が「一般個人住宅を建築する」との計画であります。

事務局 農地転用許可区分は、「やまもと整形外科クリニックまで 130m、たけうちこどもクリニックまで 170m」であることから、立地基準判定は「第 3 種農地」と判断されます。

事務局 一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

事務局 なお、この案件につきましても、先ほどの 4 条の時にありましたが始末書が提出されております。

事務局 受付番号 2 の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の多治見市の法人との間における売買による所有権の移転で、転用の許可を求めるものです。

事務局 土地の概要は、広見字産田、地目は田、面積は 992 m²、農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は畑と宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後 3 箇月までの計画としての申請です。

事務局 転用事由としましては、譲受人が「4 区画に宅地分譲する」との計画であります。

事務局 農地転用許可区分は、「第 1 種住居地域」であることから、立地基準判定は「第 3 種農

地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

6月29日の現地確認のときにお尋ねのありました、北東に隣接する畑の排水路の確保についてですが、対象となる農地から南側へ柵と暗渠水路を新設して排水路を確保することになっています。

受付番号3の案件は、譲渡人の瀬田の方と、譲受人の多治見市の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字都一外1筆、地目は畑、面積は合計213㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は境内地と畑、南側は畑、北側は道路となっており、許可後6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「一般個人住宅を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地」であることから、立地基準判定は「第2種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管から接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号4の案件は、譲渡人の瀬田の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字巣元、地目は畑、面積は377㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後平成30年12月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「分譲住宅2棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「住宅が連たん」していることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号5の案件は、譲渡人の下切の方外1名と、譲受人の愛知県春日井市の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字三ヶ手外2筆、地目は田、面積は合計2,030㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は道路、西側と北側は用悪水路、南側は田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「共同住宅2棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「市役所支所（姫治連絡所）まで250m」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、農業

用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

なお、6月29日の現地確認のときにお尋ねのありました、申請箇所の上部3筆のうち隣接する田の排水先についてですが、申請者に確認をしたところ土地改良区からの指示により、東側の既設の水路を利用して排水することです。

受付番号6の案件は、賃貸人の中恵土の方と、賃借人の下恵土の法人との間における賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑、面積は796㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は雑種地、南側は用悪水路、北側は雑種地となっており、許可後平成30年12月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、「人材派遣業駐車場を整備する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあります。雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号7の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広小路、地目は畑、面積は195㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側と南側は譲渡人の畑、西側は道路に隣接した用悪水路、北側は一体利用する宅地となっており、許可日から平成30年12月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、「一般個人住宅の駐車場を整備する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号8の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高嶋、地目は畑、面積は562㎡のうち231㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側と北側は畑、西側は宅地、南側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「一般個人住宅を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「第1種住居地域」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号10の案件は、譲渡人の川合北の方と譲受人の加茂郡七宗町の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字塚越外1筆、地目は畑、面積は合計1,371㎡、農振地域外の農地

で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「分譲住宅5棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「アスク歯科クリニックまで360m、市役所支所（川合連絡所）まで390m」となっていることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があります。雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は前面道路に整備済み及び整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号11の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の今渡の法人との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字梅白、地目は田、面積は787㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は田となっており、許可後10箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「分譲住宅2棟を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の1団農地」であることから、立地基準判定は「第2種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませてあり、土地改良区の同意があります。雨水排水は西側道路の反対側にある道路側溝に排水、上下水道は前面道路に整備済み及び整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

受付番号12の案件は、譲渡人の各務原市の方と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字烏帽子外1筆、地目は田、面積は合計1,186㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路・用悪水路に隣接した水路、西側は道路と道路に隣接した水路、南側は田、北側は道路となっており、許可後6箇月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が「飲食店兼個人住宅を建築する」との計画であります。

農地転用許可区分は、「あらい歯科医院まで200m、梶の木保育園まで320m」であることから、立地基準判定は「第3種農地」と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良区の同意があります。雨水排水は東側の用悪水路へ排水、上下水道は前面道路に整備済み及び整備予定の埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっており、特に支障はないと思います。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議 長
山 田 委 員

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、2、中恵土、広見をお願いします。

受付番号1について、14番山田が説明します。

本件は、4条の受付番号1の隣接した農地にあたります。農業用の小屋が建っており、始末書が出ております。その他は問題ないと思われま

次に、受付番号2について説明します。

物件の概要ですが、JR太多線の乗里踏切の近くであり、周りは住宅地になります。一部畑と水田が残り、排水路の確保が必要と思いますが、事務局の説明によりますと確保するということになっておりますので問題ないと思われま

議 長
渡 邊 委 員

受付番号3、4、瀬田お願いします。

受付番号3、4について、13番渡邊が報告します。

受付番号3について、場所は長山城より200m北側にあります。東側は道路と水路、南側は畑と防火用水、西側は観音堂と畑、北側は道路と水路になっております。雨水排水につきましては道路側溝に流しますし、上下水道に関しては既存の埋設管に接続、農業用水への影響もないと思われま

続きまして、受付番号4についてですが、場所は瀬田幼稚園より南へ200mのところにあります。東側は道路、西側は住宅と水路、南側は道路と水路、北側は住宅と畑と水路となっております。隣地所有者への説明は済んでおりますし、雨水排水につきましては道路側溝、上下水道につきましては既存の埋設管に接続、農業用水への影響もないと思われま

議 長
溝 口 (茂) 委 員

受付番号5、下切お願いします。

推進委員5番溝口が報告します。

場所は、姫治地区センターの近くで、市道に面した土地です。約2,000㎡で2人の方が所有するところに共同住宅を2棟建てるということです。ここは、数年前から休耕田となっていて、毎年トラクターを入れて除草処理を行ってみえたところ

現地確認の結果、一般基準判定も特に問題なく、排水についても先ほど事務局から報告がありましたように特に問題はないと思われま

議 長
可 児 委 員

受付番号6、7、8、下恵土お願いします。

3番可児が発表します。

受付番号6について、国道21号線の川合口交差点を南へ少し入ったところに人材派遣業の会社がありますが、その駐車場ということで申請が出ております。三方が住宅に囲まれている畑ですが、近年作っていない状態で、今回このように開発されるということで、詳しいことについては事務局からの説明があったとおり、すべてクリアされておりますので問題ないと思いま

続きまして、受付番号7ですが、場所はJRと名鉄が立体交差するところから南へ50mくらい、現状では田んぼの中、変則的ですが一枚の田んぼを分筆したところを駐車場にする申請が出されております。駐車場ということで、自分の住宅に隣接しているところであり、基準判定もすべてクリアされていて何も問題ないと思いま

受付番号8ですが、ここは下恵土徳野で、愛知用水が高いところを流れていますが、ちょうどその頂点の高いところの南側にあたります。これも大きな畑の一部を分筆されてという案件ですが、条件はすべてクリアされております。

議 長
大 澤 委 員

受付番号10、11、12、川合お願いします。

2番大澤が説明させていただきます。

受付番号10ですが、ここの右側は、以前お孫さんが家を建てられるということで、す

でに転用許可を受けてみえるところです。その残りの部分に分譲住宅を建築するという
ことで、この方の場合、周りに農地は自分のものしかありませんし、辺りはすでに開発され
ており、現在何も作っていないことから、今回売られるということです。結果的に、あま
り農業が出来なくなってきた過程の中で、農地を手放すということですので、特に問
題はないと思われま。

次に、受付番号 11 ですが、私としては少し問題があったのですが、実はこの土地の下
の分と上の分については、現在もきれいに農地として田んぼを作ってみえます。

今回売られる方は多治見市の方で、ここは今までは別の方に頼んで耕作してもらって
きたのですが、これからはお金をもらわないともう作らないと言われたそうで、それなら
売却するという事になったようです。必ず両側の方に承諾を取ってくださいと指示しま
したら、両側の方からの了解を得、直壁を打って建てるということで承諾されたよう
なので、そこまでされているなら大丈夫ではないかと思ひます。

受付番号 12 についてですが、面積的には 1,000 m²超えますので開発申請、市の指導が
入ります。この土地について、南側の下の部分もかなり荒れており、店舗として買われ
るところも荒れているところ。遊休ですつと荒れているところを活用されるということ
なので、特に問題はないと思ひます。

川合も農地を守っていけない状態が出てきており、今後も手放される方が出てくると
思ひますが、よろしくお祈ひします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はござ
いませんか。

日比野委員 受付番号 2 の案件ですが、4 区画に分譲されるということですが、道路がどのように入
るのですか。

事務局 事務局から回答します。道路自体は南東側につけて、北側に 2 棟、南側西側の境界
のところに 1 棟ずつ、合計 4 棟つく形になります。ですので、南側の市道に面したところ
には 1 棟ということですので、細長い筆のところに 3 棟縦に並ぶ形で、横には一番最後の
建物のところから東に 1 棟ということ合計 4 棟入る。それで通路が東側に出来ていると
いうことになります。

日比野委員 旗のような格好になるということですね。

それから受付番号 11 ですが、分譲住宅 2 棟ということ、東側に水路がありますけど
占用されるということですか。

大澤委員 西側から出入りします。

日比野委員 わかりました。

議 長 その他何かございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 3、議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利設定及び移転を
伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異
議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 33 号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 33 号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。

山田委員 今月は 1 件の申請があります。

議 長 受付番号 1 の案件は、広見の方が所有する田です。

山田委員 土地の概要は、広見字田丸、地目は田、面積は 135 m²です。

議 長 昭和 60 年頃まで耕作していましたが、昭和 61 年に事務所を建築し、現在に至るとのことです。なお、当該土地は、平成 17 年 3 月 21 日に相続により取得しております。

山田委員 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。

議 長 受付番号 1、広見をお願いします。

山田委員 受付番号 1 について、14 番山田が説明します。

議 長 物件の概要ですが、東可児病院の南隣の位置です。周りは静かな住宅地になります。非農地申請については、特に問題はないと思います。

大澤委員 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

事務局 事務局にお尋ねします。一番初めに、昭和 48 年頃に作られたものについて、確認申請がなくて 4 条で申請がありましたよね、今度は昭和 60 年頃でもっと新しいのに非農地証明で進めていくんですよね、非農地証明と 4 条許可の線引きはどこで判断をすればいいのですか。

大澤委員 事務局から説明します。事務局の判断基準としましては、建築してから 20 年経過したものを非農地としております。先ほどの中恵土の件につきましては、分筆をしてそれぞれ 4 条と 5 条の申請をするという案件ですので、40 年以上経ってはおりますが、これにつきましては非農地申請ではございません。

大澤委員 1 筆の場合は非農地で、分筆が絡むと 4 条で出さなければいけないということですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

大澤委員 では中恵土の方も分筆しなければ、非農地で終わったのではないですか。

事務局 先ほどの中恵土のものは、筆が非常に大きくて、住宅や物置とかいろいろあったんですが、今回一緒に是正してほしいと、5 条申請が先にあったのですが、その隣も無許可で行われていたので、すべて宅地化したところはこの際きちんとしてくださいとお話をしました。それにともなって、分筆線もあって農地も少し残るんですね、それがありましたので、今回 4 条と 5 条の申請をしていただくことになりました。

大澤委員 今後、普通に非農地証明は 20 年経過したものに対して扱っていくという解釈でよろしいですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

大澤委員 あと補足ですが、20 年というものにつきましては、既存の建物が 20 年以上経過してい

ると確認できるものに対して県に進達しています。

駐車場等含めて人為的に変更されたものについては 20 年ですが、手を加えず自然に原野化してしまったようなものについては 20 年という決めは外した形で非農地証明ができますのでお願いします。

議 長 その他何かございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 4、議案第 33 号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 5、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借権 12 件 19 筆、賃借権 1 件 1 筆、合計 13 件 20 筆（新規 12 件 19 筆、再設定 1 件 1 筆）、合計 22,486.62 m²の集積となります。

受付番号 1 から受付番号 12 までは、借り人が同じなので、まとめて説明します。

貸人の広見の方外 11 名と、借人の岐阜市の法人（中間管理機構）との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、坂戸字石田他 18 筆、地目は田、面積は合計 21,786.62 m²、新規設定 12 件で、平成 30 年 8 月 30 日から平成 40 年 8 月 29 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 13 の案件は、賃貸人の下恵土の方と、賃借人の土田の法人との間での解除条件付賃借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は 700 m²、再設定 1 件で、平成 33 年までの 3 年間利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 5、議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、原案のとおり承認し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに決しました。

議長 日程第 6、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

なお、番号 19 の案件は、9 番奥村武司委員が代表理事を務める法人が貸付先であることから、「農業委員会法等に関する法律第 31 条の議案審議参与制限」により審議に加わることはできません。

そこで、先に番号 19 の案件を審議します。

それでは、9 番奥村武司委員の退席をお願いします。

【奥村武司委員退席】

議事 局長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議事 局長 議案第 35 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、番号 19 について内容を説明させていただきます。

土地の概要は、羽崎字杉寺、地目は田、面積は 2,556 ㎡、新規設定 1 件で、平成 30 年 8 月 30 日から平成 40 年 8 月 29 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わります。

只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 6、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」の番号 19 は「意見なし」とし、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認めます。よって、番号 19 については「意見なし」と決定し、市長宛てに報告することに決しました。

ここで、9 番奥村武司委員の着席をお願いします。

【奥村武司委員着席】

議長 次に、日程第 6、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」の番号 1 から番号 18 を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

議事 局長 議案第 35 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、番号 1 から番号 18 の内容について説明させていただきます。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第 34 号において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された農地のうち受付番号 1 から受付番号 12 までについては、大森に事務所がある法人に対して使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、坂戸字石田外 17 筆、地目は田、面積は合計 19,083 ㎡、新規設定 18 件で、平成 30 年 8 月 30 日から平成 40 年 8 月 29 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

議 長 以上で説明を終わります。
只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 6、議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」の番号 1 から番号 18 については「意見なし」とし、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、先に審議しました番号 19 を含め、議案第 35 号については「意見なし」と決定し、市長宛てに報告します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 30 年第 7 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
届出者 5 名
田 15 筆 面積 11,677 m² 畑 33 筆 面積 7,165.91 m²
合計 48 筆 面積 18,842.91 m²
2. 平成 30 年度農地現況調査について
3. 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録簿の配布について
4. 塩地内違法転用（民事訴訟）に関すること
5. 今後の日程
①現地確認 7 月 31 日（火）
②平成 30 年第 8 回総会 8 月 3 日（金）午後 1 時 30 分から